

5月3日 「憲法記念日」

「日本国憲法（にほんこくけんぽう）の施行（しこう）を記念（きねん）し、国の成長を期（き）する」日。「憲法（けんぽう）」とは、日本という国の一番力のある約束（やくそく）のこと。他の国と戦いをしないことや、男の人も女の人も子どもも、みんなが平等で幸せになるために日本にいるみんなが守らなくてはならない約束ごとです。憲法記念日とは1946年の11月3日の「文化の日」にできて、1947年の5月3日からその約束ごとを守るようになった記念日。

5月4日 「みどりの日」

みどりの日は「自然に親しむとともにその恩恵（おんけい）に感謝し、豊かな心をはぐくむ。」日。自然や緑を大切にするための日で、自然と触れ合いながら自然を慈（いつく）しむ心を養う日です。

もともと5月4日は「国民の休日」と呼ばれ、5月3日の憲法記念日と5月5日のこどもの日の間にあり、お休みが長く続くようにと決められた祝日でした。平成18年に4月29日を「昭和の日」とし、みどりの日を5月4日に移動しました。ちなみに、4月29日をみどりの日としていたのは、昭和天皇が自然を愛し、とても自然に詳しくだったからだそうです。



神山地区の麦畑

5月5日 「こどもの日」

「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する」日。1948年から、端午（たんご）の節句（せっき）を「こどもの日」という祝日にしました。もともと端午の節句は、子どもたちが元気に育ち、大きくなったことをお祝いする日で、たくさんの子供が病気や災い（悪いもの）にかかりやすかった、ずっとずっと大昔から行われている行事でした。その行事のために使っていた「菖蒲（しょうぶ）」が武士の言葉や道具に似ていることから、だんだんと男の子の行事になっていったそうです。



町で見つけたこいのぼり

「五色の吹流し（ふきながし）」は、悪いものを追い払う意味があり、「こいのぼり」は、強く流れが速い川でも元気に泳ぎ、滝をものぼってしまう、そんなたくましい鯉のように、元気に大きくなってほしい。また、柏（かしわ）の葉は、子孫繁栄（しそんはんえい）の縁起を担（かつ）ぐとされ、その葉で包んだもちを食べ、元気に育ってほしいという願いが込められています。昔から子供たちに元気に育ってほしいという強い願いが、たくさんのお習わしに込められています。

5月6日 「休日」 6日は、憲法記念日の3日が日曜日で、祝日の振替
(来年はお休みではありません)

おまけ:GW(ゴールデンウィーク)という言葉は、「お休みが多いこの時期に映画を見に行こう」という映画の宣伝のために生まれた業界用語なので、NHKなどは使わないそうです。